金属製アクセサリーに鉛使用　東京都

The Knights

東京都内で販売されていた低価格金属製アクセサリーに、有害な鉛が使用されていたことが都の調査で判明したことを受けて、厚生労働省は平成18年3月8日、関係団体に対して、(1)取り扱っている金属製アクセサリー中の鉛含有状況の把握、(2)鉛含有が判明した製品の取扱い情報の消費者への提供、(3)製造時の製品中の鉛低減、に取り組むよう通知しました。

東京都内の調査は、指輪、ヘアピン、携帯ストラップなどの金属製アクセサリー76品目を調査したもので、①調査品に含有する鉛の濃度、②胃酸を想定した溶液に調査品から溶出する鉛の量、③鉛の毒性・規制状況等に関する文献調査、が行われました。①では米国CPSC(米国消費者製品安全委員会(The U.S. Consumer Product Safety Commission))の基準(0.06%)を超える濃度で鉛を含有しているパーツを含む調査品は46品目あり、そのうち50%以上の高濃度で鉛を含有しているパーツを含む調査品は32品目ありました。②では、最大で米国CPSCの基準(175μg)の56倍の鉛が溶出する調査品がありました。なお、製品の生産国は、中国製52製品、韓国製12製品など海外製品がほとんどで、日本製は2製品のみでした。

鉛は、脳、神経系、腎臓、血液系に影響を与える強い毒性を持つ物質で特に乳幼児の脳に与える影響が大きいため、鉛を含有した製品を乳幼児が口になめたり、飲み込んだりした場合、脳障害などを起こす危険性が高まります。米国では、小児が鉛塗料片を食べて中毒(鉛脳症)を起こす事例が多数発生して問題になりました。

現在、日本には、金属製アクセサリー類等の鉛に関する規制はありませんが、米国では2005年2月以降、CPSCが定めた基準を超える金属製アクセサリー類の回収が行われ、カナダでも同じ対応がとられています。

当社ではアクセサリーに限らず、製品中の有害金属分析に実績がございます。ぜひ一度ご相談ください。

資料　2006年3月6日付　東京都生活文化局報道発表資料
　　2006年3月8日付　EICネット

機器分析箇所　有賀久枝

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

今すぐ、結果が知りたい！っと思った事ありませんか？　業界初新サービス、しかも無料！
「あなたの分析室Webシステム」過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。
まずは、お問合せください。